

予防接種事業にかかる関係者の 役割分担について

「予防接種における関係者の主な役割

	国	県	市町村	製造メーカー	販売業者	医療機関
定期接種	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害救済の認定(法第11条第2項) 保健福祉事業(法第18条) 普及啓発、研修、調査・研究の実施(法第19条) 予防接種推進のための指針の作成(法第20条) 	<ul style="list-style-type: none"> 政令で定める疾病(日本脳炎)について実施しないことを決定(法第3条第2項) 救済給付費用の支弁(法第21条第2項) 公告(令第5条) 	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体(予防接種法第3条第1項) 健康被害に対する救済給付(法第11条第1項) 接種費用の支弁(法第21条第1項) 救済給付費用の支弁(法第21条第2項) 公告(令第5条)・周知(令第6条) 予防接種台帳の作成(平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知) 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長への副反応報告(平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知及び平成17年6月16日付け健発第0616002号厚生労働省健康局長通知)
臨時接種	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事に対して、実施の指示(法第6条第2項) 健康被害救済の認定(法第11条第2項) 保健福祉事業(法第18条) 普及啓発、研修、調査・研究の実施(法第19条) 接種費用の負担(法第23条第1項) 救済給付費用の負担(法第23条第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> 実施の決定又は市町村長への指示(法第6条第1項) 接種費用の支弁(法第21条第1項、第22条第1項) 救済給付費用の支弁(法第21条第2項) 公告(令第5条) 	<ul style="list-style-type: none"> 救済給付費用の支弁(法第21条第2項) 公告(令第5条) 	—	—	—
共通事項 (定期・臨時)	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害救済の認定(法第11条第2項) 保健福祉事業(法第18条) 普及啓発、研修、調査・研究の実施(法第19条) 	<ul style="list-style-type: none"> 救済給付費用の支弁(法第21条第2項) 公告(令第5条) 	<ul style="list-style-type: none"> 救済給付費用の支弁(法第21条第2項) 公告(令第5条) 	国への副反応報告(薬事法第77条の4の2第1項)	—	国への副反応報告(薬事法第77条の4の2第2項)

(注1)法:予防接種法、令:予防接種法施行令

(注2)保健福祉事業:医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金の支給対象となる健康被害者の家庭を対象とした、(財)予防接種リサーチセンターによる相談事業等

現行の予防接種法の定期接種について

予防接種法(昭和23年法律第68号)

第三条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域 内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(第九条において「保健所を設置する市」という。)にあつては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

①対象疾病の定め(政令)

一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるもの

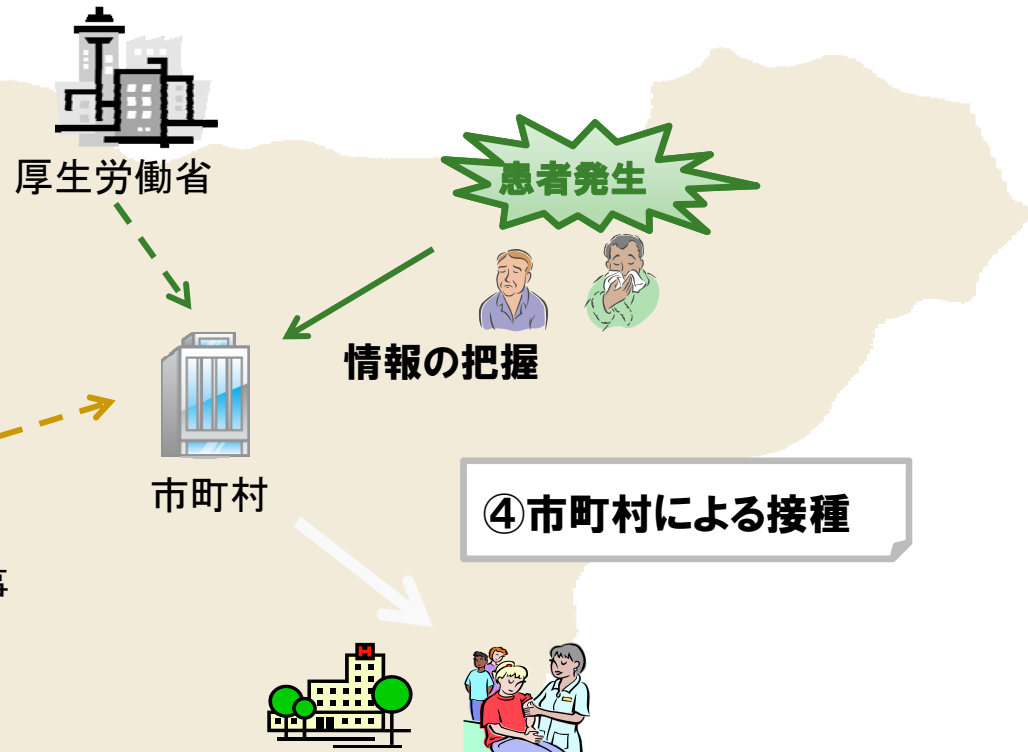
②対象者の定め(政令)

当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるもの

③期日又は期間の指定(市町村長)

保健所長又は(特別区及び保健所設置市にあつては)都道府県知事の指示を受け、指定

保健所長又は都道府県知事



厚生労働省

患者発生

情報の把握

市町村

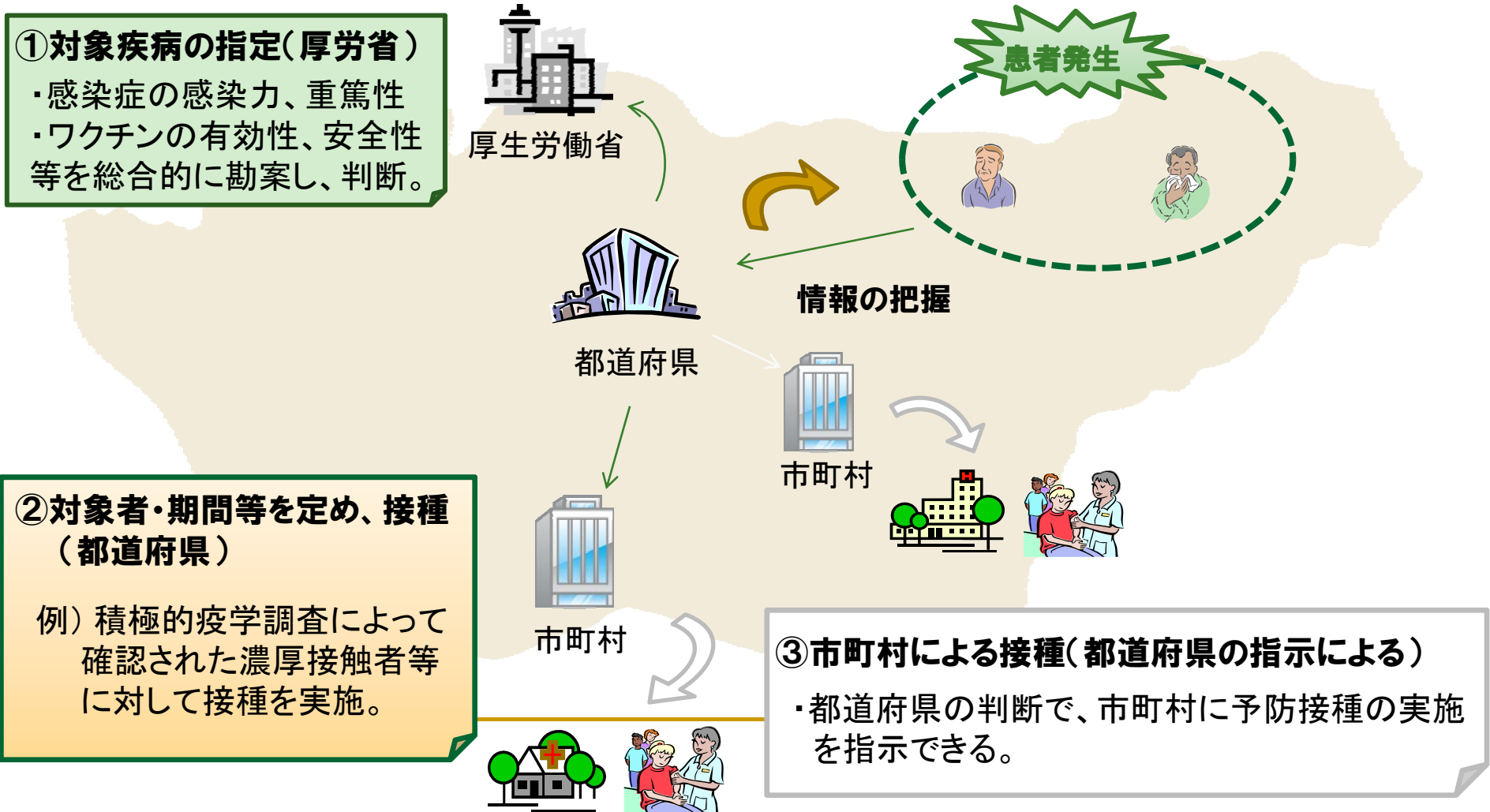
④市町村による接種

保健所長又は都道府県知事

現行の予防接種法の臨時接種について（第1項の場合）

予防接種法(昭和23年法律第68号)

第六条 都道府県知事は、一類疾病及び二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

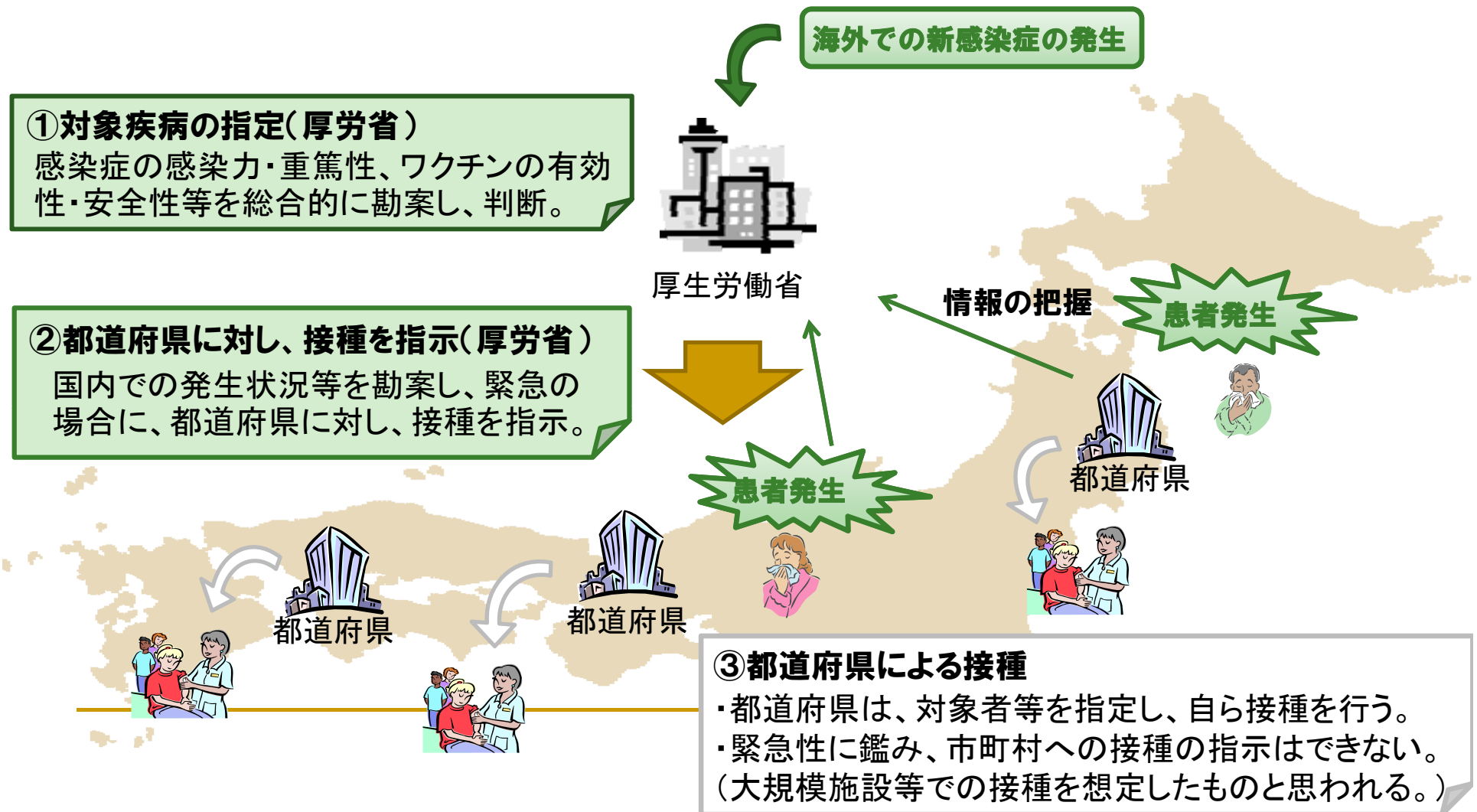


現行の予防接種法の臨時接種について（第2項の場合）

予防接種法(昭和23年法律第68号)

第六条（略）

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。



予防接種事業における国の役割

- 当該感染症の診断基準、検査法の統一
 - ワクチンの接種基準((優先)対象者、時期、回数)の決定
 - ワクチンの品質、安全性、効果の評価
 - 新規ワクチンの迅速な承認
 - ワクチンの安定供給の推進
 - 副反応対策(予防、基準、モニタリング、補償制度)
 - 各都道府県への支援
 - 自治体情報・科学的知見の収集・分析と国民への情報発信
 - ワクチン研究・開発の支援
 - 関連の法整備
 - 感染症の発生動向の調査・把握(サーベイランス)
-

予防接種事業における都道府県の役割

- 医療機関との連絡・調整(二次医療圏レベル)
 - 医療従事者への情報提供、接種技術支援
 - 臨時接種の場合、県民への情報提供(疾病、ワクチン、効果、接種方法、注意事項など)
 - 相談窓口の設置(保健所等)
 - 円滑なワクチン配備の調整
-

予防接種事業における市町村の役割

- 予防接種業務の運営(直営・委託)
 - 現場での接種技術管理
 - 接種対象者への個別通知
 - 住民への詳細情報提供(効果、接種方法、場所、注意事項など)
 - 相談窓口の設置
 - 副反応情報の収集・分析
 - 医療機関との連絡・調整(契約)
 - 転入者、外国人、社会的弱者への対応
 - 地域組織との協働
 - 法定接種期間経過後の対応
 - 財源確保
-

予防接種事業における医療機関(医療従事者)の役割

- 予防接種業務の運営(委託)
 - ワクチンの在庫管理、品質管理
 - 現場での接種技術管理の徹底
 - 被接種者への情報提供(副反応など)
 - 丁寧な問診と適切な接種判断
 - 副反応発生時の対応
 - 副反応情報の報告
 - 感染症サーベイランス等への協力
-

予防接種事業におけるワクチンの製造販売・流通業者の役割

- 安全なワクチンの研究・開発・実用化
 - 適切な供給量の確保
 - 適切な流通・分配
 - 医療機関(医療従事者)への情報提供(副反応など)
 - 副反応情報の収集・報告
 - 副反応発生時の対応
-

地域保健の観点から見た予防接種事業における関係者の役割と連携

- 国：枠組み設定、法律、基準、質の担保、財政、補償、モニタリング
- 都道府県(保健所)：対策の中核、連絡調整機能、情報収集・発信、技術的支援
- 市町村：実施の第一線、住民とのコミュニケーション
- 医療機関(医療従事者)：適正・円滑な実施
- メーカー：開発、適切な供給

→「役割分担」と同時に「緊密な連携の仕組み」構築が必要